

令和元年度いじめの対応状況について

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
 (いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

2 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間
 第1回 平成31年4月1日(月)から令和元年6月30日(日)
 第2回 令和元年7月1日(月)から令和元年11月30日(土)まで
 第3回 令和元年12月1日(日)から令和2年3月25日(水)まで

(2) その他

教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

3 いじめの認知状況

校種	認知件数 ※令和2年3月25日時点	いじめの対応状況 ※令和2年3月25日時点		
		対応を継続中	解決件数	解消件数
小学校	974件	17件	957件	632件
中学校	97件	3件	94件	81件

※ いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。
 ※ 件数は被害児童・生徒数と一致している。(件数は延べ件数ではない)

4 認知件数と認知率(認知件数/児童・生徒総数)の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	認知件数	48件	293件	983件	974件
	認知率	0.5%	3.1%	10.4%	9.9%
中学校	認知件数	38件	50件	95件	97件
	認知率	1.2%	1.6%	3.1%	3.1%

5 いじめの態様

校種	いじめの態様(件)									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
小学校	675	262	422	12	2	160	18	12	44	1607
中学校	64	6	14	1	1	9	1	16	5	117

※ 態様の件数は延べ件数である。いじめ1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、態様の合計はいじめの認知件数とは一致しない。

5 調査結果の分析

- (1) 認知件数は小・中学校とも概ね昨年度と同程度（小学校9件減、中学校2件増）である。各学校の児童・生徒の気持ちに立って軽微なトラブルについても丁寧に対応する姿勢が定着してきており、児童・生徒が相談しやすい雰囲気がつくられていると考えられる。
- (2) 小学校は17件、中学校は3件が「対応を継続中」であるが、学校への聞き取りの結果、継続的に深刻ないじめが続いているということではなく、嫌な思いをしていると感じている児童・生徒の気持ちに立って、簡単に解決・解消していると判断せず、見守りを継続していることが理由である。
- (3) 態様として、小・中学校とも一番多いのが「悪口」である。相手の気持ちを考えない発言や自分本位な友人への助言などが、知らないうちに相手を傷つけていることが多いことが挙げられている。
- (4) 小学校では、「悪口」と「軽い暴力」をはじめとするいじめの訴えが低・中学年に集中している。このことから、学校に対応として、まずは訴えてきた児童の気持ちに寄り添って対応をしている姿勢がうかがえる。
- (5) 「SNSによる誹謗・中傷」の態様が、小学校で全体の約0.7%、中学校で全体の約13%程度である。学校が把握できていないいじめが潜んでいる可能性を踏まえ、家庭とも連携を図りながら、児童・生徒の人間関係の変化等を丁寧に見取り、教職員間で細やかに情報共有を行っていく必要がある。

6 今後の主な取組

- (1) 新しい中野区いじめ防止基本方針に基づく取組の実行（今年度の重点）
中野区いじめ防止基本方針の周知を図るとともに、それに基づく学校の取組が強化されるよう指導していく。特に学校がいじめ対策委員会を充実させ、共通理解に基づいた組織的取組が一層推進されるようにする。また、中野区いじめ等対策会議を一層充実させることにより、いじめ問題について学校・関係機関が連絡・協議を行い連携を強化するとともに、重大事態の未然防止や早期対応を図られるよう努めていく。
- (2) 児童・生徒が自らSOSを出そうとする気持ちをつくる
 - ① 「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施
東京都教育委員会が作成したDVD教材などを活用した授業を、各学校のいずれかの学年において年間1単位以上、年間指導計画に位置付け実施する。
 - ② 様々な窓口による教育相談の強化
昨年度から始めた中学生を対象とするSNS相談窓口はもちろん、これまで行ってきた「こども110番」や、都の相談窓口の周知を強化することにより、子どもたちが自分に合った相談方法を選び、課題を解決していけるようにしていく。
 - ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の強化
スクールカウンセラー等による面談や、教育相談室等での交流を通して、児童・生徒の状況把握や支援に努める。把握した情報は校内のいじめ対策委員会で共有し、学校全体で組織的に対応していく体制を強化する。効果的な実践事例については、今年度の生活指導主任会において共有し、全校に還元した。今後もこのような取組を継続していく。
- (3) 児童・生徒の円滑な人間関係づくりを支援する。
 - ① 児童・生徒の人権感覚の育成
「特別の教科 道徳」をはじめとする授業や様々な体験活動を通じて、「自他の生命を大切に作る心」や「自己肯定感・自己有用感」を育む指導等を積極的に実施する。人権教育推進委員会では、モデル授業を実践し、指導資料として全校に配布する。
 - ② コミュニケーションに関わる取組の充実
学校教育の様々な機会を捉え、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。また、特に小学校低学年では、温かい言葉での表現や暴力に頼らない解決方法などについて「中野区就学前教育プログラム改訂版 理論編」及び「同 実践編」を活用し、保幼小中の学びの連続性の中でも重点的に指導する。
 - ③ SNSの正しい使い方やマナーに関する指導の徹底
児童・生徒自身が「SNS学校ルール」づくりに参画し、見直していく活動を実践するとともに、保護者会やセーフティ教室等の機会において「SNS家庭ルール」づくりを啓発する等、意図的・計画的、継続的に情報モラル教育を推進する。

(4) 教職員・保護者への啓発を促進する。

① 教職員の対応力の向上

区が独自に作成した教員用指導資料「中野区いじめ対応ガイドライン」や「子どもたちの自信とやる気を高め 居場所をつくるために」、都から配布された「いじめ対策にかか
る事例集」等を活用した校内研修を実施し、教職員一人ひとりの対応力を向上させる。

② いじめの発生・対応状況の保護者・地域に対する説明

各学校のいじめ防止基本方針について、保護者会や学校だより等を活用して、学校の取
組を紹介する。また、学校評議員会等の機会を捉えて定期的にいじめの発生・対応状況を
説明し、出席者との意見交換を行う。その内容については、教育委員会にも報告する。

③ 教職員の人権感覚の向上

教職員の指導や言動が児童・生徒に大きな影響を与えるため、都が配布した「人権教
育プログラム（学校教育編）」等を活用し、教職員の人権感覚を磨くようにする。